令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和6年3月下 関市

このことについて、下記のとおり、特例措置を適用することとしましたのでお知らせ します。

記

1. 特例措置の内容

2. に掲げる対象工事又は業務委託の受注者は、工事請負契約書第57条、業務委託契約書第56条の定めに基づき、適用基準日が令和6年3月15日の労務単価に基づく契約に変更するための請負代金(委託料)の額の変更の協議を請求することができます。

2. 特例措置の対象

令和6年3月1日以降に契約を行う「工事」及び「業務委託」のうち、令和6年3月14日以前に入札公告等を行うもの。

3. 特例措置の請求

- (1)協議の請求の意向がある場合は、契約締結後、原則15日以内に別添様式を添付した工事打合せ簿等により、監督職員と協議を行ってください。
- (2)詳細につきましては、山口県技術管理課のページをご覧ください。 「技能労働者への適切な賃金水準の確保」〈外部リンク〉

4. 請負代金(委託料)の額の変更

変更後の請負代金(委託料)の額については、次の方式により算出します。

変更後の請負金額(委託料) 当初請負額 = 一一 当初請負額 × 新労務単価により算出した設計額

P 1 (税抜) 当初設計額

変更後の請負金額(委託料) P = P1×(1+消費税等率)